

資料4



廃棄物・リサイクル対策部の 諸問題について

2011年1月

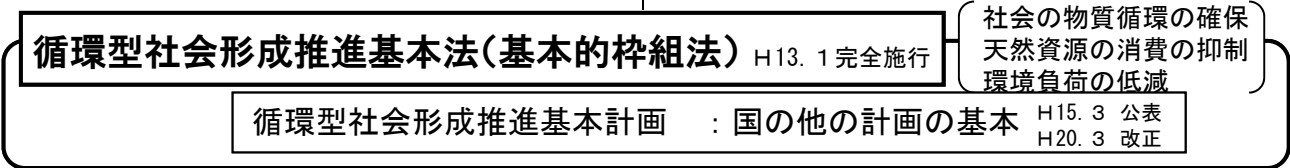
環境省

廃棄物・リサイクル対策部

目次

1. 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況 …… p
2. 産業廃棄物の不法投棄の推移 …… p ~ p
3. 廃棄物処理法及び政省令の改正
（改正のポイント・施行スケジュール） …… p ~ p
4. レアメタルのリサイクルの促進 …… p
5. 静脈産業メジャーの育成・海外展開支援 …… p ~ p

1-① 循環型社会を形成するための法体系



< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法 H22. 5 一部改正

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理 (リサイクルを含む)
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法 H13. 4 全面改正施行

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

リデュース
リユース
リサイクル
(1R) (3R)

個別物品の特性に応じた規制

**容器包装
リサイクル法**



H12. 4 完全施行
H18. 6 一部改正

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

**家電
リサイクル法**



H13. 4 完全施行
H21. 4 一部改正

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

**食品
リサイクル法**



H13. 5 完全施行
H19. 6 一部改正

[食品残さ]

**建設
リサイクル法**



H14. 5 完全施行

[木材、コンクリート、アスファルト]

**自動車
リサイクル法**



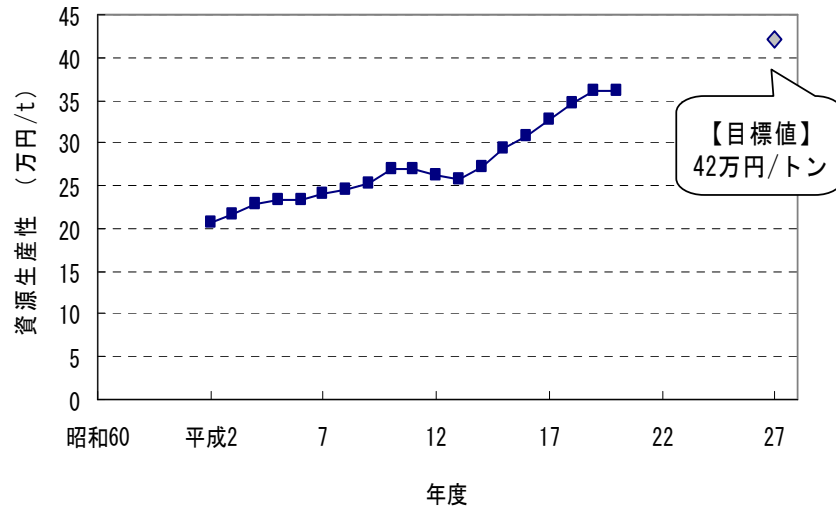
H17. 1 本格施行

[自動車]

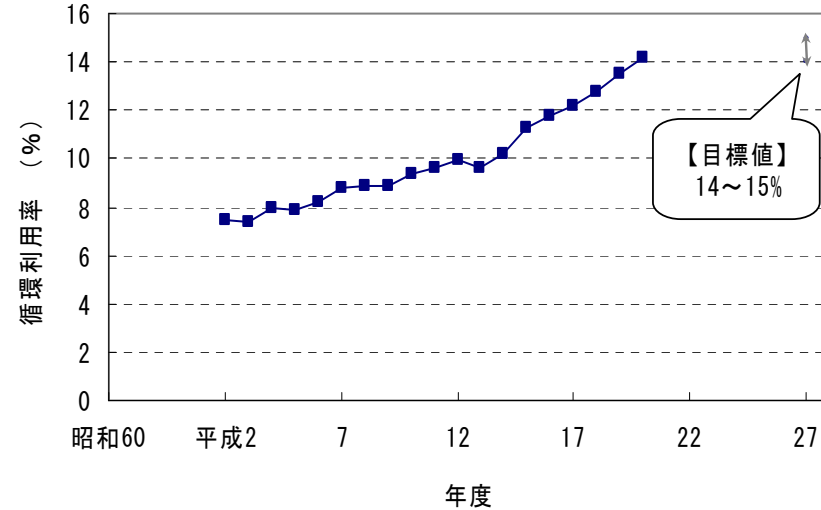
グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進) H13. 4 完全施行

1-② 物質フロー指標 - 目標を設定する指標 -

「入口」: 資源生産性



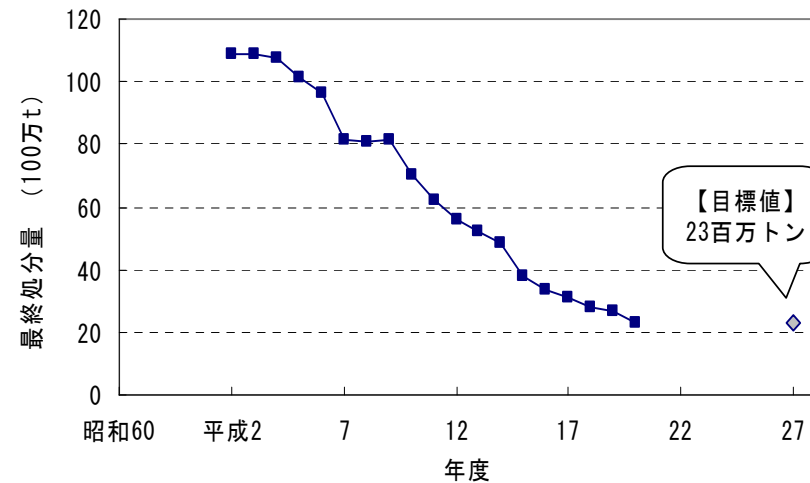
「循環」: 循環利用率



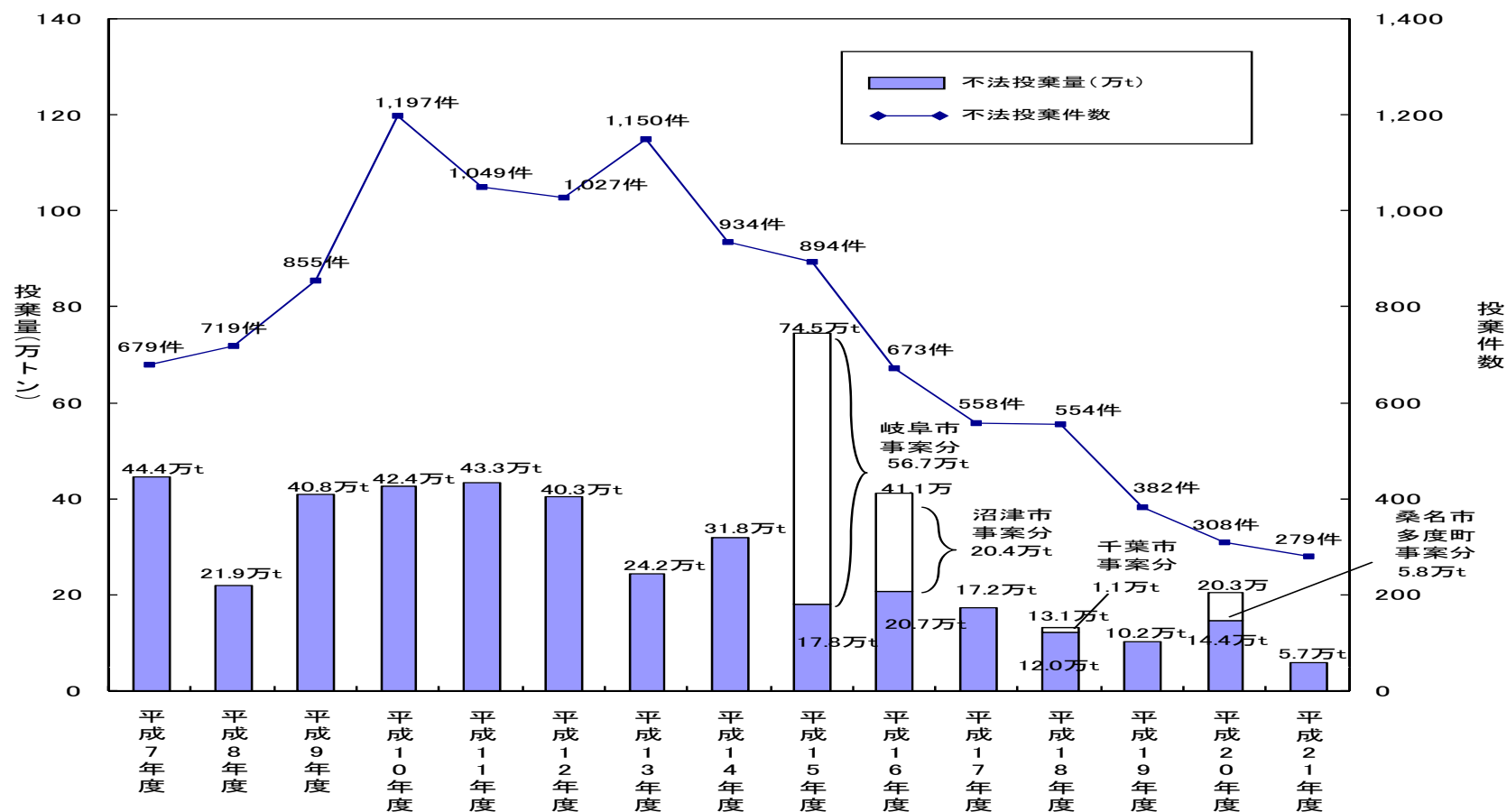
各指標は目標に向けて順調に進捗

		27年度 (目標年)	12年度	17年度	18年度	19年度	20年度	12年度 比
資源生産性	万円/トン	42	26.3	32.8	34.7	36.1	36.1	+38%
循環利用率	%	14~15	10.0	12.2	12.8	13.5	14.1	+4.2 ポイント
最終処分量	一廃 (百万トン)	-	12	8	8	6	6	▲54%
	産廃 (百万トン)	-	44	23	21	20	18	▲60%
	合計 (百万トン)	23	56	31	28	27	23	▲58%

「出口」: 最終処分量



2 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



注)

1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。

2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45力所において確認され、そのうち42力所で撤去が完了している(平成22年2月15日時点)。

※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

3 廃棄物処理法及び政省令の改正

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ① 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ② 従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※改正前は、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。

3. 産業廃棄物収集運搬業の許可制度の合理化と産業廃棄物処理業の優良化の推進

- 原則として、一の政令市を越えて産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。
※改正前は、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可が必要。
- 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間を7年とする特例を創設。
※改正前は、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※改正前は、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定。

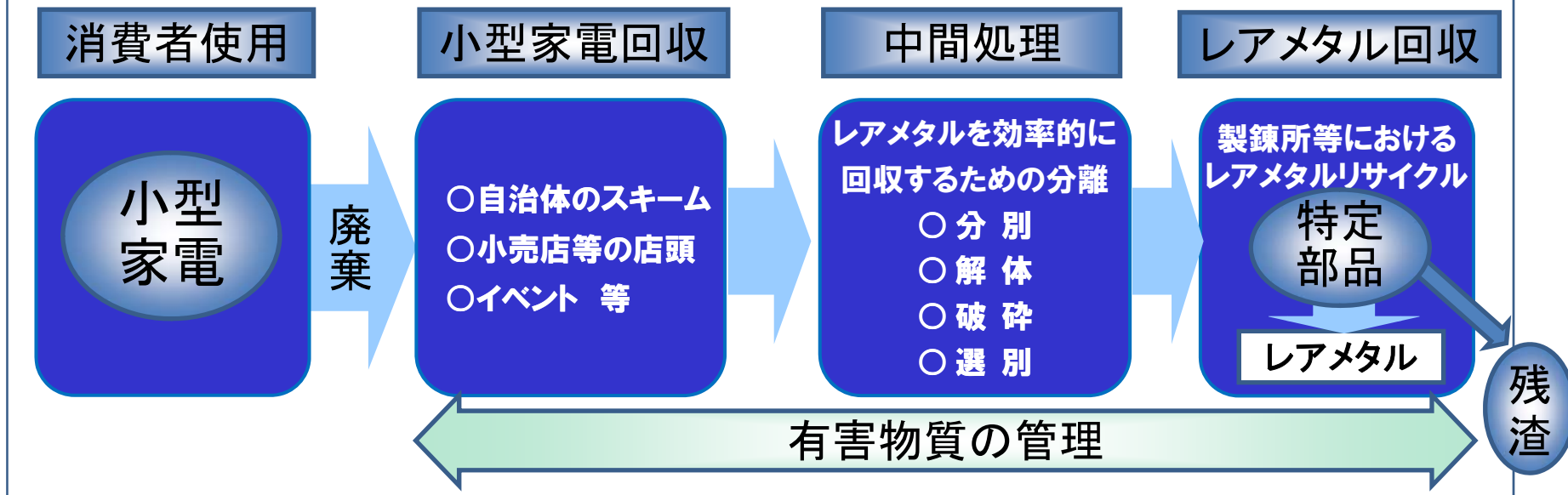
6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行スケジュール】 ○法律：平成22年5月公布 ○政令：平成22年12月公布 ○省令：平成23年1月公布(予定)
○施行：平成23年4月1日(ただし、罰則に関する一部の規定は平成22年6月8日施行)

4-① 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理推進事業（平成20年度～）

使用済小型家電の回収・レアメタルリサイクルのイメージ



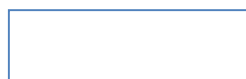
【使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理推進事業】 ＜環境省・経済産業省の連携事業＞

使用済小型家電の回収モデル事業の
実施と、効率的回収方法の検討

レアメタルの含有実態の把握

使用済小型家電のリサイクルに係る
有害性の評価

4-② 地方自治体による使用済小型家電の回収モデル事業



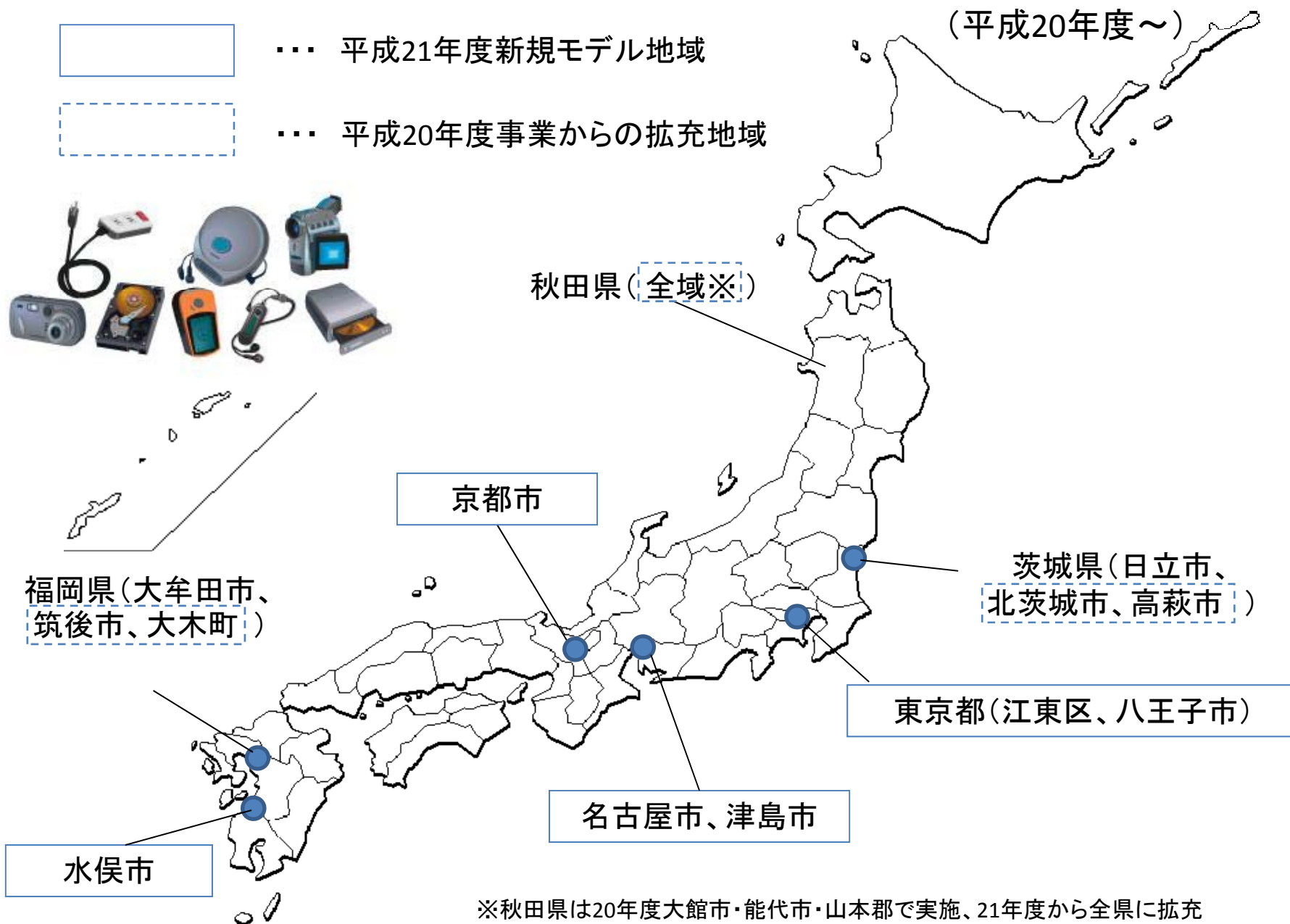
・・・平成21年度新規モデル地域



・・・平成20年度事業からの拡充地域



(平成20年度～)

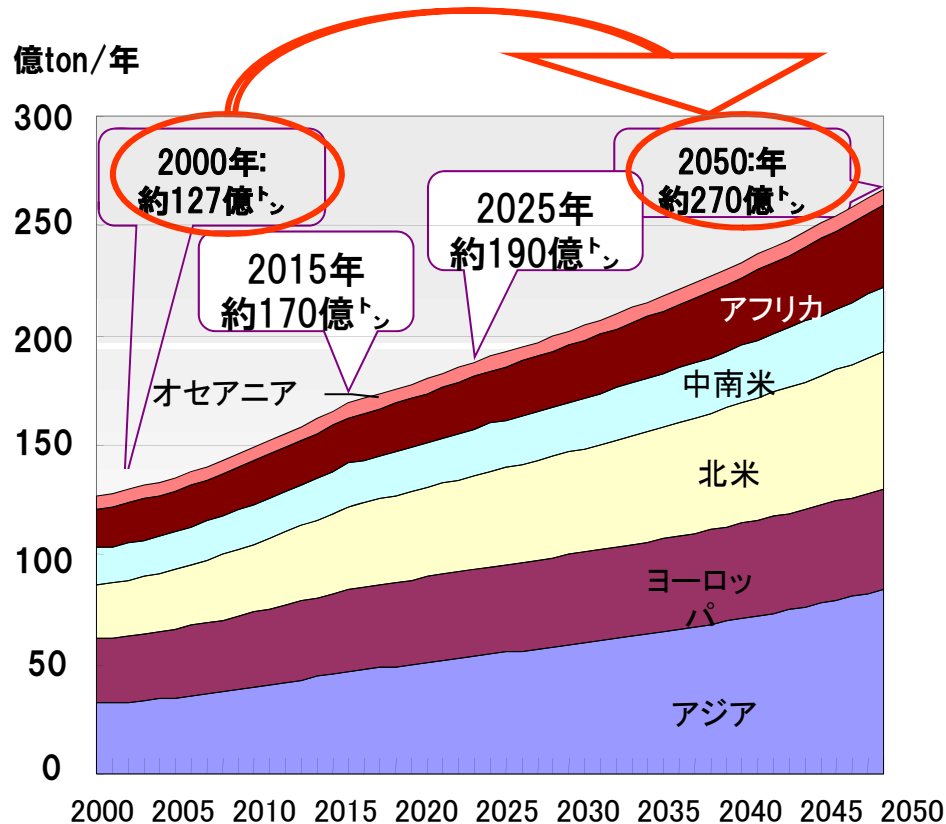


※秋田県は20年度大館市・能代市・山本郡で実施、21年度から全県に拡充

5-① アジアの廃棄物問題は深刻

- ◆ アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化。世界全体の廃棄物発生量は、2050年には2000年の2倍以上となる見通し。
- ◆ 途上国では、廃棄物処理やリサイクルに伴い、環境汚染が発生している事例が報告されている。

【世界の廃棄物排出量の将来予測 2000-2050】



出典: 岡山大学資料

途上国におけるリサイクルに伴う環境汚染事例

被覆ケーブルを焼いて、銅線を回収している『野焼き』の様子。



野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人

出典: (財)日本産業廃棄物処理振興センター資料



5-② アジア3R推進フォーラム

アジア3R推進フォーラム設立会合の開催

- 主催：環境省、国連地域開発センター(UNCRD)
日時：平成21年11月11日～12日
場所：東京
出席者：アジア15カ国(大臣含む)、16国際機関の代表、専門家
全体議長：大谷信盛環境大臣政務官
成果：「アジア3R推進フォーラムの設立についての東京3R宣言」の採択
- ハイレベルによる政策対話の定期的開催
 - 3Rに関するプロジェクト実施への国際機関、援助機関の支援
 - 3Rに関する優良事例、技術情報の共有



アジア3R推進フォーラム第2回会合の開催

- 主催：日本国環境省、マレーシア住宅・地方自治省、国連地域開発センター(UNCRD)
日時：平成22年10月4日～6日
場所：クアラルンプール(マレーシア)
出席者：アジア諸国・太平洋島嶼国22カ国(大臣含む)
国際機関、NGO、民間企業の代表、専門家
- ※日本から樋高環境大臣政務官が出席しオープニング・リマークスを行った
- 全体議長：チョー・チーフンマレーシア住宅・地方自治大臣
テーマ：「グリーン経済と循環型社会に向けた3R」
結果：・成果として議長サマリーが取りまとめられた
・次回第3回会合のシンガポール開催決定

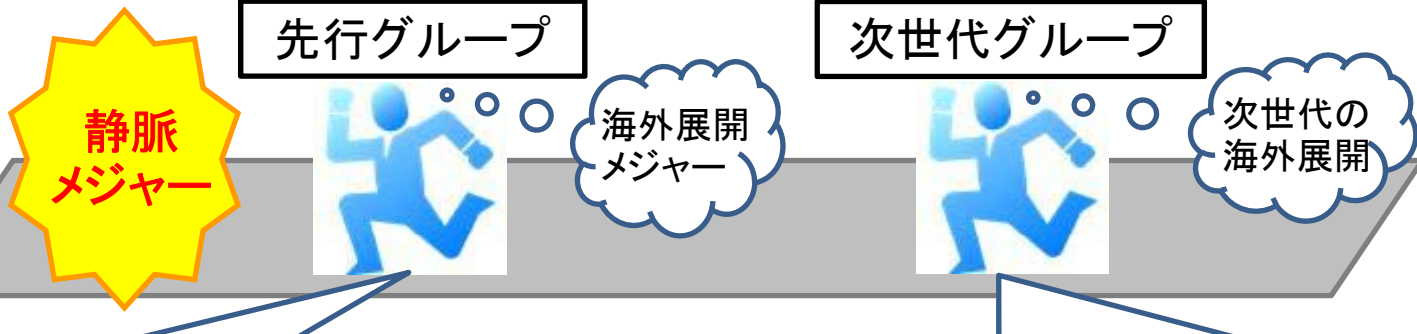


5-③ 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業

22年度補正予算額 300百万円
 23年度予算額(案) [1,130百万円] []は技術開発を加えた額
 600百万円

効果

- ◆ 廃棄物処理・リサイクルシステム、技術がアジアに普及
 - ▶ アジアにおける環境負荷低減
- ◆ 静脈産業のアジア展開
 - ▶ 我が国経済の活性化



基盤戦略 14 百万円

○関係者が連携して、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開のための戦略を策定

我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開 190百万円

○大臣合意など政府レベルの基本的枠組みのある国に対する先行グループの海外展開促進

- ①具体的な海外事業展開を想定したフィージビリティ調査
- ②現地での海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ
- ③現地静脈産業の円滑運営のため関係者への研修

情報基盤の整備 49百万円

- ①海外展開可能性国の情報収集・分析(国内に海外展開情報提供)
- ②我が国静脈産業技術の海外情報発信(アジア諸国の興味醸成)

静脈産業の海外展開に資する技術開発
 ※530百万円を環境研究総合推進費にて計上

○途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発

次世代静脈産業メジャーの育成 347百万円

1. 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

①レアメタルリサイクル → 300百万円を22年度補正予算計上

- ②高付加価値・低炭素型の鉄リサイクル
- ③ペットボトルの再ボトル化 等

2. 高リサイクルに取り組む産廃業者、排出事業者を適正に評価する手法の確立等を通じた静脈産業の育成支援

- ①事業者の差別化に向けた適正評価手法の確立とその実施
- ②産廃業者と排出事業者の協働に向けた情報の収集・分析